平成２７年（再イ）第９号

鹿児島県霧島市国分広瀬１丁目２番10号
コーポ愛103号
再生債務者　中釜　　太
1　決議に付する再生計画案　平成27年10月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年11月20日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年11月20日まで
平成27年10月23日
鹿児島地方裁判所加治木支部

小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定

平成２３年（再イ）第１５１０号

神奈川県大和市下鶴間2541―10
再生債務者　森下　将之
1　決議に付する変更再生計画案　平成27年10月13日付け変更再生計画案
2　変更再生計画案に対する回答期間　平成27年11月12日まで
平成27年10月22日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２７年（再イ）第１７号

東京都立川市曙町２―28―29　ＫＤＸレジデンス立川301（住民票上の住所）福岡市南区三宅１丁目18番２―２号
再生債務者　本田　真治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年10月22日　　新潟地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第６号

青森県五所川原市字一ツ谷531番地５
再生債務者　加賀谷勝則
1　決定年月日時　平成27年10月23日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年11月13日まで
4　一般異議申述期間　平成27年11月20日から平成27年12月４日まで
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２７年（再ロ）第１２号

横浜市港北区日吉本町４丁目８番35―603号
再生債務者　城戸　篤史
1　決定年月日時　平成27年10月23日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年11月20日まで
4　一般異議申述期間　平成27年12月４日から平成27年12月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（再ロ）第５号

京都市西京区松室吾田神町131番地　ケイーシティ桂川Ｉ番館410号
再生債務者　安藤　直樹
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年11月24日まで
4　一般異議申述期間　平成27年11月26日から平成27年12月３日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第７号

大阪府羽曳野市広瀬309番地の３
再生債務者　町永　　修
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年10月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年11月19日まで
平成27年10月22日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画取消

平成２６年（再ロ）第１号

岩手県北上市二子町上野44番地５　バウハウス上野Ｂ棟201号
再生債務者　高橋　憲司
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成26年８月８日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成27年10月22日　盛岡地方裁判所花巻支部

法務省共済組合定款の一部変更について

法務省共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のように変更する。
平成 27 年９月 30 日
法務省共済組合代表者
法務大臣　上川　陽子

第14条を次のように改める。
（組合員の種別）
第14条　組合員は、次のように区分する。
⑴　長期組合員　次号から第４号までに規定する組合員以外の組合員
⑵　短期組合員　法第72条第２項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けない組合員
⑶　継続長期組合員　法第124条の２第１項前段の規定により引き続き長期給付に関する規定の適用を受ける組合員
⑷　任意継続組合員　法第126条の５第１項後段の規定により引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することができる組合員
2　長期組合員のうち厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の適用を受ける被保険者は、同法第２条の５第１項第２号に規定する第２号厚生年金被保険者及び高齢任意加入被保険者（同法附則第４条の３第１項の規定による被保険者であって、組合員であるものをいう。）に区分する。
第16条中「第51条第１項」を「第50条第１項」に改める。
第17条第１項中「第52条」を「第51条」に改める。
第26条（見出しを含む。）中「決定及び支払」を「裁定及び決定並びに支払」に改める。
第28条第１項中「第１号の２」を「第２号」に、「第42条第１項」を「第40条第１項」に、「第42条の２第１項」を「第41条第１項」に改め、同条第２項中「第99条第５項」を「第99条第６項」に改め、同条第５項中「第99条第２項第２号」を「第99条第２項第３号」に改める。
附則第６条第１項本文及び第８条本文中「第52条」を「第51条」に改める。
附　則
この変更は、平成27年10月１日から施行する。

企業年金基金変更公告

キユーピー企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により、次のとおり公告します。
１．変更後の事務所の所在地　東京都調布市仙川町２丁目５番地７
２．変更前の事務所の所在地　東京都渋谷区渋谷１丁目４番13号
３．変更年月日　平成27年11月１日
平成 27 年 11 月２日
東京都調布市仙川町２丁目５番地７
キユーピー企業年金基金
理事長　西川徹太朗

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することといたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十八年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しておりますが、また、甲は乙の全株式を所有しており、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨をお申し出ください。
なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載日付　平成二十七年六月二十六日
掲載頁　一七九頁（号外第一四四号）
平成二十七年十一月二日
東京都千代田区丸の内一丁目
（甲）日立化成株式会社
代表執行役　田中　一行
東京都中央区明石町八番一号
（乙）新神戸電機株式会社
代表取締役　辻　裕貴